## 平成30年6月20日

## 産業建設常任委員会会議録

塩竈 市議 会事務局

## 塩竈市議会産業建設常任委員会会議録

平成30年6月20日(水曜日)午前10時00分開会

委員長 志賀勝利君

副委員長 阿部真喜君

委員 菅原善幸君

志子田 吉 晃 君

伊藤博章君

伊勢 由典君

水道部次長

産業環境部

設

建設

部

出席議長団 (なし)

欠席委員 (なし)

説明のために出席した職員

市長佐藤昭君副市長内形繁夫君

産業環境部長 佐藤俊幸君 建設部長 佐藤達也君

産業環境部次長

水 道 部 長 大 友 伸 一 君 兼 環 境 課 長 木 村 雅 之 君

建設部次長

兼都市計画課長 本 多 裕 之 君 兼 業 務 課 長 並 木 新 司 君

市民総務部

政 策 課 長 相 澤 和 広 君 観光交流課長 吉 岡 一

産業環境部

浦戸振興課長 村上昭弘君 定住促進課長 星 和彦君

建 設 部

土 木 課 長 星 潤 一 君 復興推進課長 鈴 木 良 夫 君

事務局出席職員氏名

事務局長 鈴木康則君

議事調査係主査 平山竜太君

事務局次長 鈴

兼議事調査係長 鈴木忠一君

浩 君

議事調査係主事 片山 太郎 君

会議に付した事件

議案第46号 塩竈市営汽船事業条例の一部を改正する条例

議案第47号 塩竈市環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例

議案第48号 塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例

議案第50号 平成30年度塩竈市一般会計補正予算

調査事件「水産業及び魚市場事業に関することについて」

・塩竈水産品ICT化事業について

午前10時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

なお、香取議長は加療入院のため欠席いたしますので、ご報告いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。 また、撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力お願いいたします。

本日の審査の議題は、議案第46号「塩竈市営汽船事業条例の一部を改正する条例」、議案第47号「塩竈市環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例」、議案第48号「塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例」、議案第50号「平成30年度塩竈市一般会計補正予算」の4件であります。

これより議事に入ります。

議案第46号ないし議案第48号、第50号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。産業建設常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご 挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件でありますが、議案第46号「塩竈市営汽船事業条例の一部を改正する条例」ほか4カ件であります。各号議案につきましては、この後それぞれ担当課長からご説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りの上ご賛同賜りますようにお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○志賀委員長 ありがとうございます。

村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 それでは、浦戸振興課から議案第46号「塩竈市営汽船事業条例の一部を改正する条例」についてご説明をさせていただきます。お手元に、資料№.5及び資料№.8をご用意いただきたいと思います。

まず、資料No.5の3ページをお開きください。

本議案は、提案理由にございますとおり、障がい者の社会参加を促進するため塩竈市営汽船事業条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案資料で今回の条例改正の内容についてご説明いたしますので、資料No.8の8ページをお開きください。

1の概要でございますが、市営汽船では、現在、障がい者の社会参加を促進するため、身体障がい者本人と介護者1名及び知的障がい者本人と介護者1名を対象に手帳を提示いただくことで運賃を5割引きとする割引制度を行っておりますが、今回障がい者の社会参加のさらなる促進を図ることを目的に、精神障がい者本人と介護者1名を新たに割引制度の対象とするため、所要の改正を行おうとするものでございます。

2の主な改正といたしましては、市営汽船事業条例の第6条第2項に精神障がい者に関する規定を加え、あわせて第1号及び第2号につきましても根拠の明確化を図るものでございます。

具体的には、同じ資料の7ページをごらんください。塩竈市営汽船事業条例一部改正新旧対 照表でございます。

第1号及び第2号につきましては、現行の身体障がい者が所持します身体障害者手帳及び知的障がい者が所持します療育手帳の根拠規定の明確化を図るものでございます。また、新たに第3号を追加し、精神障がい者及びその介護者を割引制度の対象とするものでございます。

申しわけございません。8ページにお戻りください。3の施行日につきましては、お認めい ただきましたならば本年7月1日から施行いたしたいと考えてございます。

なお、ページの下段に参考といたしまして、市営汽船の障がい者割引の利用者数と宮城県及 び本市の各手帳所持者数を記載してございます。

今回の条例改正につきましては、お認めいただきましたならば割引制度の拡大をホームページ等でPRし、障がい者の利用促進を図りたいと考えてございます。

以上で議案第46号「塩竈市営汽船事業条例の一部を改正する条例」についての説明を終わります。ありがとうございました。

- ○志賀委員長 木村環境課長。
- ○木村産業環境部次長兼環境課長 それでは、環境課から議案第47号「塩竈市環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。議案資料のNo.5とNo.8をご用意願います。

まず、議案資料No.5の4ページをお開き願います。

今回の条例改正につきましては、提案理由にございますように、旅館業法の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。なお、改正後の条例の施行日に

つましては、附則に記載しておりますように公布の日から施行しようとするものでございます。

続きまして、条例改正の内容についてご説明いたします。議案資料No.8の9ページをお開き 願います。

9ページの上段には、条例一部改正の新旧対照表を記載しております。また下段には、参考 として旅館業法の一部改正のうち、条例影響部分を抜粋した新旧対照表を記載しておりま す。

それでは、まず下段の旅館業法の改正の内容についてご説明いたします。旅館業法の新旧対照表右側にあります改正前では、第2条第2項に「ホテル営業」を、第3項で「旅館営業」をそれぞれ別々の営業種別として規定しておりました。しかし、今回の法改正では、改正後の欄にありますように「旅館・ホテル営業」として統合されたところでございます。

この改正によりまして、9ページ上段の塩竈市環境美化の促進に関する条例一部改正新旧対 照表に記載しておりますように、第3条第5項で旅館業法の規定を一部引用しておりました ので、これを改正しようとするものであります。

議案第47号「塩竈市環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例」については、以上でございます。

○志賀委員長 ありがとうございます。

星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 それでは、定住促進課から議案第48号「塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例」につきましてご説明させていただきます。

資料番号5の平成30年第2回塩竈市議会定例会議案の5ページをお開きいただければと思います。

今回、災害公営住宅の附帯施設といたしまして建設してございます市営北浜集会所の供用開始に伴い、同条例に北浜住宅集会所を新たに追加するため、塩竈市営住宅条例の一部改正を行おうとするものでございます。

なお施行日につきましては、平成30年8月31日とさせていただいております。

また、資料番号8の第2回市議会定例会議案資料の10ページには、同条例の一部改正新旧対 照表を掲載させていただいてございます。後ほどご参照いただければと思います。

定住促進課からは以上でございます。よろしくご審査のほどお願いいたします。

- ○志賀委員長 鈴木復興推進課長。
- ○鈴木建設部復興推進課長 続きまして、復興推進課から議案第50号「平成30年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、復興交付金事業につきまして資料番号7及び資料番号8を使いましてご説明いたします。

まず資料番号8、議案資料の20ページをお開き願います。

まず、第21回塩竈市復興交付金事業計画についてでございますが、去る5月10日付にて復興 庁に対しまして第21回塩竈市復興交付金事業計画を申請いたしました。申請事業は、下段の 2の内訳に記載しております子育て支援施設敷地関連取得事業でありまして、交付対象事業 費は2億8,728万2,000円、うち国費となります復興交付金は2億2,982万5,000円でございま す。

事業内容といたしましては、海岸通地区震災復興市街地再開発事業で整備されます事務所等の一部を取得し、子育て支援施設を整備するため、敷地となります保留床の取得経費を要望したものでございます。

次に、予算計上の状況についてご説明いたしますが、今回補正の趣旨といたしましては、ただいまご説明した第21回申請の内容が採択、交付となり次第、本市復興交付金基金へと積み立てるため、係る歳入歳出予算をあらかじめ計上させていただいたものであります。

説明の都合上、歳入予算からご説明いたします。恐れ入りますが、資料番号7塩竈市一般会計補正予算説明書の3ページ、4ページをお開き願います。3ページの上から2段目、第14款国庫支出金第2項国庫補助金第9目東日本大震災復興交付金として、第21回申請事業費のうち東日本大震災復興交付金分2億2,982万5,000円を計上しております。

次に、歳出予算につきましては、恐れ入りますが、同じ資料の7ページ、8ページをお開き 願います。

7ページの上側、第2款総務費第1項総務管理費第21目東日本大震災復興交付金基金費でありますが、歳入の東日本大震災復興交付金基金への積立金として歳入と同額の2億2,982万5,000円を計上いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、恐れ入りますが、資料番号8の21ページにお戻り願います。塩竈市復興交付金 事業計画のうち、本定例会に補正予算を計上しております事業についてご説明させていただ きます。

本定例会に歳出予算を計上しております事業につきましては、内訳書に記載しております

(1) 一般会計、土木費、西塩釜駅自由通路エレベーター整備事業であり、事業費は2,818万 8,000円、財源につきましては右側の財源内訳書に記載のとおりでございます。

詳細につきましては、後ほど担当課よりご説明させていただきますので、よろしくお願いい たします。

復興推進課からは以上でございます。

- ○志賀委員長 吉岡観光交流課長。
- ○吉岡産業環境部観光交流課長 それでは、観光交流課からは議案第50号「塩竈市一般会計補正 予算」のうち、観光交流課が所管いたします観光物産振興費についてご説明いたします。

資料No.7と8をご用意願います。

説明の都合上、歳出予算のほうからご説明いたします。資料No.7、平成30年度塩竈市一般会計補正予算説明書の13ページ、14ページをお開き願います。

第7款商工費第1項商工費第5目観光物産費に、事業内訳といたしまして観光物産振興費、金額といたしまして80万円を計上しております。また財源といたしましては、宮城県の市町村海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金の内示をいただきましたことから、補正額の財源内訳の欄に記載していますとおり県支出金といたしまして72万円、一般財源といたしまして8万円を計上しております。

続きまして、事業内容をご説明いたします。恐れ入ります、資料No.8、第2回市議会定例会議案資料の29ページをお開き願います。

事業概要につきましては、ここに記載のとおり浦戸地区の交流人口の拡大を図るために、宮城県の市町村海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金を活用いたしまして、浦戸地区の海岸等への漂着物の回収、処理やポスターなどによります啓発活動を通しまして、美しい海岸環境を整えるものでございます。

事業費につきましては、事業費80万円といたしまして、財源といたしまして先ほどご説明いたしました宮城県の市町村海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金、補助率10分の9といたしまして72万円を県支出金として、残り8万円を一般財源とするものでございます。

なおスケジュールにつきましては、補正予算をお認めいただきましたら、早速この漂着物の 回収作業やポスター作成等に取りかかりたいと考えております。

恐れ入ります。資料No.7をご用意願います。歳入予算についてご説明いたします。

資料No.7の3ページ、4ページをお開き願います。中段にあります第15款県支出金第2項県

補助金第3目衛生費県補助金、このうちに第3節環境衛生費補助金の市町村海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金72万円を計上しております。

以上となります。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

- ○志賀委員長 星土木課長。
- ○星建設部土木課長 続きまして、土木課関連の一般会計補正予算についてご説明いたします。 資料№7、平成30年度塩竈市一般会計補正予算説明書の15ページ、16ページをお開き願います。

初めに、歳出についてご説明いたします。第8款土木費第5項都市計画費第7目復興交付金事業費で、16ページ右側の事業内訳にありますように西塩釜駅自由通路エレベーター整備事業として2,818万8,000円の委託料を計上しております。

事業内容につきましては、後ほどご説明いたします。

次に、財源となる歳入についてご説明いたします。同じ資料の3ページ、4ページをお開き 願います。

単独事業費として、第18款繰入金第1項基金繰入金第7目ふるさとしおがま復興基金繰入金の1,440万7,000円のうち、4ページの説明欄のとおり西塩釜駅自由通路エレベーター整備事業費を1,020万7,000円計上しております。復興交付金事業として、第18款繰入金第1項基金繰入金第8目東日本大震災復興交付金基金繰入金について、4ページの説明欄のとおり同事業に1,438万4,000円計上しております。次に、第10款地方交付税第1項地方交付税第1目地方交付税で、4ページの説明欄のとおり震災復興特別交付税を359万7,000円計上しております。

それでは、西塩釜駅自由通路エレベーター整備事業の事業内容についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが資料No.8、第2回市議会定例会議案資料の23ページをお開き願います。

初めに、6. 事業位置図についてご説明いたします。図面の中央にオレンジ色でお示しさせていただいておりますのが西塩釜駅でございまして、緑色で縁取りし、同色の斜線でお示ししておりますのが、この事業で整備いたします西塩釜駅自由通路でございます。今回整備いたしますエレベーターは、自由通路の東側及び西側にそれぞれ1基、計2基でございます。赤色の囲みが東側で市営錦町東住宅側となり、復興交付金効果促進事業を活用し、整備を行ってまいります。また、青色の囲みが西側で佐浦町側となり、市単独事業で整備を行ってま

いります。

続きまして、1. 事業概要についてご説明いたしますので、恐れ入りますが前の22ページに お戻り願います。

新たなコミュニティが形成された市営錦町住宅、市営錦町東住宅入居者の利便性向上を図るために、復興交付金効果促進事業を活用し、西塩釜駅自由通路へのエレベーター整備に向け、全体の概算事業費約2億2,270万円のうち2,818万8,000円で、測量調査業務委託及び実施設計業務委託を行うものです。

続きまして、2. これまでの主な経過ですが、平成27年1月から復興庁と協議を始め、その 後周辺の交通環境調査や入居者へのアンケート調査を行いながら協議を進め、ことし5月に 復興交付金の申請に至りました。

続きまして、3. 事業内容ですが、①測量調査業務委託として791万4,000円を計上し、測量・地質調査を行い、エレベーターの設置位置を決定する業務を行ってまいります。②実施設計業務委託として2,027万4,000円を計上し、自由通路の錦町側と佐浦町側のそれぞれエレベーター本体等の実施設計を行ってまいります。

4. 事業費及び財源内訳につきましては、先ほど資料No.7でご説明申し上げたとおりでございます。

次に、5. スケジュールでございますが、平成30年度に測量調査業務・実施設計業務を行い、平成31年度からJR東日本と施工に向けた協議を進め、協議が整った後、整備工事に着手し、平成32年度の供用開始を目指してまいります。

土木課からは以上となります。よろしくお願いいたします。

- ○志賀委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。菅原委員。
- ○菅原委員 おはようございます。

それでは、私から質疑させていただき、確認させていただきたいと思いますので、よろしく お願いいたします。大きく3点確認させていただきたいと思います。

まず初めに、資料No.8の議案第50号、20ページでございます。第21回塩竈市復興交付金事業計画ということで、事業名が子育て支援施設敷地関連取得事業の復興交付金2億2,982万5,000円の予算の根拠は定例会の初日に説明をいただきましたので、大体理解はさせていただきました。

今回説明いただいたことについて、改めて確認してまいりたいと思うんですけれども、あく

まで今回の復興交付金について復興庁へ申請されたと思います。復興庁と事前協議されたと 思います。おおむねのお墨付きをいただいているのか、ちょっとその辺を確認したいと思い ます。

- ○志賀委員長 鈴木復興推進課長。
- ○鈴木建設部復興推進課長 今回第21回復興交付金申請に当たりましては、復興庁と2度ほど、 事前にいらっしゃっていただきまして、策定支援会議という場で内容をご説明させていただ きまして、了承いただいた上で申請に至ってございます。

以上でございます。

- ○志賀委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 2回ほど復興庁との協議をなされたということで、安心いたしました。これで、間 違いなく基金へ積み立てがなされていくのかなと思っております。

そこで、前回開催された産業建設常任委員協議会の中で、今回再開発組合側が発注計画した当初金額の見込額、工事費が1億円ふえる、プラスになるということで説明されましたが、一般的には事業計画が変わるということは今後の事業が狂ってくるわけですから、大変私も心配いたしますが、地権者、組合の方とこの地区の事業計画の中でどのように計画がされていくのか大変大事なことだと思いますので、この辺の説明が行われたのかお伺いしたいと思います。

- ○志賀委員長 鈴木復興推進課長。
- ○鈴木建設部復興推進課長 申請事業費でございますけれども、昨年4月の市議会全員協議会の際に総事業費が39.6億円ということでご説明申し上げました。今回1番地区の入札及び復興庁のご指導によります2番地区の増額見込みと合わせますと、これが約2億3,000万円ほど上がりまして全体事業費、あくまで現時点の集計ではございますけれども、41.9億円ということになろうかと思います。こちらにつきましては、1番地区は1億円ちょっとほど金額上がったと先ほど菅原委員にご説明したとおりでございますけれども、2番地区の内容でありますとか、そちらのほうが一定程度固まった段階で、権利変換計画でご説明いたしました先ほどの39.6億円を正式に41億何がしという金額のほうに変える事業計画の変更を今後していこうということで、組合で取り組んでおられます。

現状では、2番地区の額、まだ明確に固まってございませんので、そちらの額が固まり次 第、計画の変更がなされていくという流れになります。 以上でございます。

- ○志賀委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 ありがとうございました。

私も事業をたしなんでおる中で、こういう予算計画の上乗せというか変更を余儀なくされる ということに対して、本当に一つ一つ計画を見直していかなければ事業として成り立ってい かないんじゃないかなという部分がございます。これからの変更内容について、また議会に お示し願えたらと思いますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、同じく22ページの西塩釜駅自由通路エレベーター整備事業についてお伺いした いと思います。

今回、西塩釜駅に隣接される西側と東側通路の横断に、住民の方が本当に、私もあそこ何遍も上って片側が大体三十数段あったんですけれども、片側はその倍はあるということで、もう本当に足腰の弱い方は大変な思いをして駅に向かったのかなと。私も若いころは駅を利用した一人でございますので、本当に大変な階段だと思います。

その中で、今回全体の概算事業費、総額が両側のエレベーター計画で2億2,270万円ということでございます。今回は測量調査及び計画等に2,818万8,000円について理解したわけでございますけれども、後でお尋ねしますけれどもアンケートを踏まえた通路利用者数はどのぐらいいるのか、たしかここでアンケート調査も2回ほど行っていますけれども、あそこの駅の通路が利用されている、塩竈市統計書には西塩釜駅だけが載っていなかったんですけれども、どのような調査をされたのかお伺いしたいと思います。

- ○志賀委員長 相澤政策課長。
- ○相澤市民総務部政策課長 それでは、菅原委員から今2回ほど行った入居者へのアンケートの 中身ということでご質疑をいただきましたので、お答え申し上げたいと思います。

初めに、資料No.8の22ページ、大きい2番のこれまでの経緯というところの表を見ていただきたいと思うんですが、2回入居者へのアンケートを行ってございます。1回目は平成29年10月に、交通環境アンケートということでございます。この調査では、市営錦町住宅及び市営錦町東住宅にお住まいの方々全員に対しまして、西塩釜駅、自由通路を使用し、佐浦町側へ行く頻度やその利用目的について、それから自由通路で不便に感じている点、そういったことにつきまして改善要望等も含め調査を行ったところでございます。

調査の結果でありますが、西塩釜駅自由通路を使用し、佐浦町側へいく頻度でございます

が、約4割の方が週1回以上利用しているという結果でございました。その利用目的でございますが、主に買い物、飲食店といったことがそのうち約5割、郵便局、それから公民館等の施設といったことが3割、それから医療機関というのが約2割ということでございました。自由通路で不便と感じている点では、約7割の方が階段の上りおりというふうに回答をしていただいており、その改善方法ということではやっぱり7割の方はエレベーターの設置を希望されているというふうな回答でございました。またエレベーターを設置した場合に、約8割の方が今後自由通路の利用頻度がふえるのではないかというふうな期待を持っておられるようでございました。

次に2回目になりますが、生活圏アンケート調査になります。これは、平成30年2月に行ったものでございます。この調査では市営錦町住宅、それから市営錦町東住宅にお住まいの方、こちらも全世帯を対象としたものでございますが、西塩釜駅自由通路を使って利用している具体的な施設、それからお店、医療機関、その利用頻度について詳細にお聞きをしたということでございます。結果でありますが商店、それから買い物、コンビニエンスストア、銀行、郵便局、それから散歩といったものもあったようでございますが、それから医療機関の受診ということが多いというような回答でありました。

また、日常生活において利用する施設として回答がありましたのは、全部で大体54施設ということであり、この54施設が日常生活で使われているんですが、その約9割が西塩釜駅の自由通路を利用されて生活されているということで、その辺の方々にとっては自由通路が非常に日常生活に重要な位置づけであったという結果でありました。

なおこの結果につきましては、22ページのこれまでの経過に記載してありますとおり、復興 庁との協議を行う上でいかに入居者の方々の生活に密着した重要な取り組みであるかという ことについてご説明をさせていただいたところです。その結果が今回の申請につながったと いうことでございますので、よろしくお願いします。

- ○志賀委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 ありがとうございます。アンケートですね、8割、9割の方が本当に不便されているということで、今お聞きいたしました。

そこで私も若いころ、学生それから社会人になってからもあそこを利用したわけでございますけれども、実は私はちょうど国道45号線側に住んでいたんですけれども、そこから西塩釜駅を利用するとなると朝は西塩釜駅から乗るんですけれども、帰りはなぜか西塩釜駅じゃな

くて下馬駅からおりて帰ってくる、そんな毎日でございました。それはなぜかと言います と、やはり安全面というか物すごい暗いイメージがあそこの東側はちょっとあったものです から、大変申しわけないんですけれどもね。

災害公営住宅ができまして大分明るくはなったんですけれども、やはり東側の歩道の防犯対策、また安全対策に対してどのように考えてこれから進めていかれるのか、ちょっとお聞き したいと思います。

- ○志賀委員長 星土木課長。
- ○星建設部土木課長 西塩釜駅からの国道45号線までの安全対策についてのご質疑でした。今年 度土木課といたしましては、街路灯のLED化を進めておりますので、災害公営住宅の十字 路がございますけれども、あそこにも街路灯がございまして、それのLED化を推進してまいります。

あと、やはり災害公営住宅が2棟できたということで、交差点は頻繁に車が走るということがございまして、今現在警察署と協議をいたしまして、どちらかに停止線などを設置できないかということで協議し、場合によっては早急にそういった対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

- ○志賀委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 済みませんでした。課がちょっと違っていたものですから、質疑がちょっとそれま したけれども、ありがとうございました。

次に行かせていただきます。同じ資料で、29ページの浦戸諸島の海岸清掃事業についてお尋ねしたいと思います。

今回、県の市町村海岸漂流物等地域対策推進事業費補助金を活用して、浦戸地区の海岸への 漂流物等の回収処理活動を行う事業として、財源は県の補助金という説明されましたが、今 回初めての事業と思われますが、具体的に浦戸諸島の全域で行うのか、お伺いしたいと思い ます。

- ○志賀委員長 吉岡観光交流課長。
- ○吉岡産業環境部観光交流課長 浦戸地区の全体で清掃活動を行うのかというご質疑だったかと 思います。浦戸地区につきましては、ことし間もなく遊歩道も完成し、浦戸諸島の観光客の 足がこれから伸びるものと推測されますので、その方たちの歩くルートから見える海岸と

か、あとは場合によりましては船の着きます桟橋付近、そこの海についてもごみの回収とい うことで考えております。

以上です。

- ○志賀委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 ありがとうございました。

私も浦戸の清掃したことあるんですけれども、ボランティアでさせていただきました。本当に大変。住民の方が毎年夏になると漂流物等を1カ所に集めて、この漂流物の燃やせる部分は燃やすというような感じで、その漂流物を少なくしているというのが、本当にご足労をかけているような感じが見受けられました。

それで、今回財源で県の補助金も含めてやるわけですけれども、これは今後継続されていく のか、毎年漂流物というのは入ってくるわけでございまして、この県の事業がなくなったら 終わりなのか、それともまた島の方がやるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

- ○志賀委員長 吉岡観光交流課長。
- ○吉岡産業環境部観光交流課長 この事業の継続についてのご質疑だったと思います。この事業につきましては、まず国で、所管は環境省になるんですけれども、海岸漂着物処理推進法というのがございまして、こちらの目的については先ほど議案資料でもご説明いたしましたが、海岸にたどり着くごみなどを回収しながら環境美化、船舶航行の安全や観光・漁業などにも寄与していくということの法律の中身でございまして、この法律によりましては都道府県や市町村が行うこういった事業につきまして、補助制度を行いますというふうにうたっているところがあります。それに基づいて、宮城県でも同様にこの市町村海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金というものをつくっておりまして、実は今のところ宮城県のほうでは平成32年までの計画となっております。ただ、国の法律といたしましてはそのまま続いていますので国の予算が確保できる限りについては、当然県も同じ制度が続くものと思われますので、私どもといたしましても継続して手を挙げていきたいなと思っております。

以上です。

- ○志賀委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 ということは、やはりその補助金がなくなった時点で、なくなる可能性もあるという感じで理解したのかなという部分があるんですけれども、となるとやはり冒頭の事業概要の中で浦戸地区の交流人口のさらなる拡大を図っていくというのが、これが一つの考えかな

という部分があるんですけれども、やはり海岸の清掃だけでは交流人口をふやすことは本当に難しいとは思いますが、例えば隣の七ヶ浜町なんですけれども、クリーンサポートプログラムという展開をしているわけなんです。そういった交流人口をふやすために、こういうボランティアの活動なんかも踏まえてこの島にいろいろなイベントを組んでいくようなものをつくっていったほうが、私は今後継続的にできるんじゃないかなというのも考えておりますけれども、そういった考え等、この補助制度が終わった時点でこういったものを考えていかれるということがあれば、お伺いしたいと思います。

- ○志賀委員長 吉岡観光交流課長。
- ○吉岡産業環境部観光交流課長 私どもといたしましては、この県の補助制度のあるなしにかかわらず、昨年、おととし、震災後、ボランティアの方と連携いたしまして、特に桂島の海水浴場のオープンに合わせまして海岸の清掃を行っております。そういった取り組みを通じまして、ただ清掃するだけではなく、今委員おっしゃったように楽しみながら清掃をするとか海に親しんでいく、それが海水浴につながるようなというようなことを、これからはちょっと考えてみたいなと。プラスアルファの部分ですね、考えていきたいなと思っております。以上です。
- ○志賀委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 ありがとうございました。私からは以上でございます。
- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 私のほうからも何点か質疑させていただきます。

最初に、菅原委員が質疑した中で海岸通の子育て支援政策の関連で確認をさせていただきたいと思います。ページ数でいうと、20ページのところです。

先ほど再開発組合の事業費が39.6億円、今後事業費が41億9,000万円ぐらいですかね、事業費が膨らむというお話、組合での方向づけはそうなるんだろうと思うんですね。そうしますと、過般、総括質疑の中でも議論はあったところですが、複合施設として子育て支援施設並びに新しくできる保育所等の関係でいえば、今回の2億8,728万2,000円についてはこれ保留床としての買い取りだと思いますが、例えば事業費が膨らんでいく中でこの保留床買い取り部分についてふえるのかどうかですね。このままで「いや買い取りは大丈夫なんだよ」という意味合いなのか、少しその辺について確認をさせていただきたいと思います。

○志賀委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木建設部復興推進課長 今回の申請額のほうが変わるのかというお尋ねでございました。

今回の金額につきましては、先ほど申し上げた中でいきますと41.9億円ベースで算定された 金額でございますので、基本的にはこの額で決定していくのかなというふうに今のところ捉 えているところでございます。あくまでも現時点での集計でございますが、そのような形で 計算のほうした上で、復興庁のご指導もいただきながら申請に至ったものでございます。

以上でございます。

- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 わかりました。

問題はいろいろと資材の高騰、人手不足等、過般いろいろな公共事業のところで言われている関係上、例えばどうしても資材高騰の分なんかとのかかわりなんかは出てくるのかどうかですね。その辺今後見込まれるのかどうか、ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

- ○志賀委員長 鈴木復興推進課長。
- ○鈴木建設部復興推進課長 資材高騰等が今後もというお尋ねでございましたけれども、現状で今契約した内容につきましても、事業内容等と例えば施設の内容の見直し等々を踏まえながら、変わってくる部分はあるかなというふうに考えてございます。組合としては、コストダウンでありますとかバリューマネジメント等を通じまして、施設価格は最終的に保留床に転嫁される金額になりますので、そちらを探る努力を継続されるというふうに伺っておるところでございます。

以上でございます。

- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 組合の努力になろうかなと思いますので、この辺はひとつ組合にも余り負担をかけ たくないし、やはりそういった資材高騰なんかも予想されることも案件としては出てくるの かなと思いますので、その辺は十分協議しながら対処をお願いしたいと思います。

それからちょっとそれとの関係で、今後保育所がつくられていく中で一番懸念されるのは、 子供さんを送りました、その際車をどこに置くんでしょうかというところがちょっと懸念されるんですね、国道45号線沿いですし。その辺の交通対策というか、その辺の解消策、保護者の方々が子供さんを安全に保育施設に預け入れるという点で、何かお考えがあるのかどうか、確認させていただきたいと思います。

- ○志賀委員長 鈴木復興推進課長。
- ○鈴木建設部復興推進課長 今度の補正予算提案した内容につきましては、あくまで申請ベースで基金のほうに積み立てるためのお金の内容を出させていただいたものでございます。今後、歳出予算が組まれる段階で明らかになろうかとは思っておりますけれども、同じ敷地内に駐車場のほうが併設されますので、そちらの有効活用を含めて検討がなされていくというふうに捉えております。

以上でございます。

- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 ひとつこれはそういう予算が計上された際に、またいろいろと議論させていただき たいと思います。

次に、西塩釜駅のエレベーターの設置に関して、ちょっと何点かだけ。先ほど菅原委員との 関係もありますので、重複は避けながら、資料No.8、ページ数でいうと22、23ページのとこ ろを確認させていただきたいと思います。

大変喜ばしい事業だと思いますし、たしか小野絹子前市議が何かの議会のときに質問して、 提案をしていたというのをちょっと記憶しております。それで、今回のエレベーター設置に ついては非常に喜ばしい限りで、私もきのう改めて階段を確認したら、佐浦町側で45段、そ れから踊り場があって17段、あらためてつくづく高いなと思いました。

そこでこの図面を見ると、例えばこの緑のところに佐浦町側で赤いのが設置箇所というふうになって、外づけになるのかなと思うんですが、佐浦町のこちらの写真を見ると45段あって踊り場があってもう一つ17段ぐらいになっていて、要するにその自由通路のところでフラットにエレベーターが設置されて、真っすぐというかバリアフリーの事業ですから、ある意味ね。そういうことも含めて、設計を組む上でその辺の配慮は今後なされるのかどうかですね、少し考えだけお聞きしたいと思います。

- ○志賀委員長 星土木課長。
- ○星建設部土木課長 お答えいたします。

今回設置するエレベーターにつきましては、歩行支援の施設でございますので車椅子の方が 自由通路を通れるような形にいたしますので、一番最上の自由通路まで上げるような形で考 えております。ですので、自由通路のほうに例えば張り出すような形の右下の土塁のとこ ろ、ちょっとわかりづらいかと思うんですけれども、こういった形で横に張り出すような形 で、自由通路の高さに合わせるような形でつくってまいりたいと考えております。 以上でございます。

- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 わかりました。今の回答を聞いて、非常に安心したところです。

そこでもう一つは、駅自体が相当古い駅舎ですね。昭和50年代につくられたと思うんです。 それで、大分老朽化も目立っていて、佐浦町側の関係でいうと板張りで補修していたり、聞くところによると何か雨漏りもしているというようなお話もあるんで、この際エレベーターはエレベーターで大いに歓迎して評価すべきところは評価していきたいと思うんですが、せっかくですので駅舎の関係、JRとの協議が必要だと思いますが、利用する方々が日々心地よく、環境の整うようなやっぱり対処方法があってしかるべきではないのかなというふうに思うんですが、その辺はいかがなものでしょうか。

- ○志賀委員長 星土木課長。
- ○星建設部土木課長 お答えいたします。

こちらの自由通路なんですが、仙石線の連続立体交差事業で昭和56年に供用したもので、約37年経過しておるものでございます。それで、老朽化なり雨漏りということですので、JRとも近接している関係がございますので、JRと協議しながら、また、塩竈市で公共施設等総合管理計画の個別計画の中で一定程度整理した形で、今後の維持管理を検討してまいりたいと思っています。

以上でございます。

- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 わかりました。ひとつ築37年ということで、かなり公共施設、自由通路ですから、 JRさんとそれから市との半々ぐらいでつくった施設ですので、ぜひこの際そういうことも 含めて対応方よろしくお願いしたいと思います。

あと、ちょっと所管の委員会になるんで、1点だけ要望にとどめます。あそこ、無人駅なんですね。もう既に10年ぐらい経過しております。改めて、防犯対策も少し考慮していただいて、さまざま特に朝夕かな、塩釜高校の女子生徒が結構通学に利用していますので、そこら辺の対処方も、これは要望にとどめておいて、ひとつ配慮のほどよろしくお願いをしたいと思います。

それから、先ほど環境美化のための事業費が組まれていて、資料No.8、29ページ。

それで、1点だけ、菅原委員の指摘はそのとおりだと思いますね。それで、産業建設常任委員協議会だったかの席上で韓国で始まった……。ちょっと私の表現どうなのかあれですけれども、ウオーキングね。日本語版で言うとウオーキングの道路という事業がいろいろとこの間示されております。そうすると、そういうことも含めて浦戸にお客さんが来る、やっぱりそういうことでのさまざまな一つの手法、環境美化との関係で対処をやっぱり継続していく必要があるのかなと。やっぱり来て、気持ちよく散策をして、桂島などの海水浴場に通っていただくと、お客さんとして来ていただくということで、その辺の絡みはどんなもんでしょうかね。国は継続、法律上は継続、県は3年間ということなんで、その辺の仕組みづくりについて教えていただければと思います。

- ○志賀委員長 吉岡観光交流課長。
- ○吉岡産業環境部観光交流課長 お答えいたします。

済みません、先ほど私恐らくちょっと言葉が足りなかったかと思います。県では、現在の計画としては平成32年度までとなっていますが、必要に応じて改正して年度を延ばすということも聞いておりますので、この辺については平成32年度で必ず終わりということではありません。済みません、言葉足りませんでした。

あと、今お話の出ました韓国版トレッキングと言われている「オルレ」というものなんですけれども、こちらにつきましては4月に入りまして宮城県の観光課から、宮城県内でも唐桑とか東松島でそういった取り組みをするので、「塩竈、浦戸諸島でどうですか」というお話、提案をいただいたところです。具体的には、韓国の本部から認定を受けるというような作業とかもあるそうなので、今からその辺どういった条件があるのかなんていうのも、確認していきたいなと思っています。

ただいずれにしろ、先ほど申し上げました遊歩道も復旧工事終わりますし、あとは環境省でも八戸から太平洋沿い福島まで続く「みちのくトレイル」というものがありますので、そちらも「塩竈さんのコースどうですか」ということでお話を受けていまして、そちらについても環境省からは平成30年度中に何とかコースを固めたいという話も伺っておりますので、その辺も絡めまして浦戸諸島の交流人口の拡大というふうな形でやっていきたいなと思っております。

以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 経過はわかりました。ひとつ、ぜひこの際こういった環境ですか、いろいろな漂着 物の清掃をしっかりやっていただきながら、そういった事業に一つでも二つでも着手してい ただければ、なおありがたいなというふうに思います。

あとそれとの関係で、浦戸への障がい者の方々が行く際のいろいろな支援制度が今回立ち上がって、条例もできております。それで、ページ数でいうと資料No.8の8ページのところになるんですが、こういった障がい者の方々も大いに利用していただいて、大変助かるなというふうに思います。利用者も結構、例えば平成29年度16万2,040人のうち割引を利用した方1,973人と、前段の障がい者の方々だと思います。それに加えて精神障がい者の方382名が手帳をお持ちのようで、そういったことも含めて非常に助かるなと思います。

そこで、市内の方々へ通知はされるのかなと思うんですが、これは福祉関係との絡みも含んで重複は避けたいと思いますが、今後の速やかな通知なり対処方なり1点お聞きしたい。まずそこからお聞きします。

- ○志賀委員長 村上浦戸振興課長。
- ○村上産業環境部浦戸振興課長 通知といいますか、皆様に対するPR等かと思いますけれど も、我々としては先ほどご説明いたしましたとおりホームページ、それとか広報紙、それか ら各施設にパンフレット・チラシ等を置きまして、積極的にPRしてまいりたいというふう に考えてございます。

以上でございます。

- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 それではちょっと不足だと思うんですよ。やっぱりそれぞれ障がいをお持ちの方に は手帳が交付されているので、そこに直接、ダイレクトにお知らせするというのが一番そう いった方々への対応方ではより親切なのかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。
- ○志賀委員長 村上浦戸振興課長。
- ○村上産業環境部浦戸振興課長 私どもといたしましても、社会福祉事務所とも協議は必要かと 思いますけれども、そういった手帳を所持している方々の住所・氏名等が教えていただける ものでしたらば、そちらにも直接ご案内を差し上げたいと思っております。

以上でございます。

- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 ひとつ、ご協議のほどよろしくお願いをしたいと思います。

それから、資料No.8の10ページのところで市営住宅条例の改正等があります。北浜の集会所ができると、これも災害公営住宅にお住まいの方々の関係では非常に助かるかなと思います。施設概要、私もちょっと現場視察できなかった事情もあるので、どのぐらいの規模なのか、そしてあと実際供用開始、この辺の絡みだけお聞きしたいと思います。

- ○志賀委員長 星定住促進課長。
- ○星建設部定住促進課長 それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

今回設置します集会所の規模でございますが、111平米でございます。洋室と和室からなってございまして、トイレが男女別のトイレと多目的のトイレと、こういった形になっております。なお、参考までなんですけれども、屋根には太陽光のパネルもつけさせていただいてございます。

以上でございます。

済みません、供用開始でございますが8月31日、施行日と同じ日を供用開始の日とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

- ○志賀委員長 阿部委員。
- ○阿部委員 お疲れさまでございます。

資料No.8の29ページ、浦戸諸島海岸清掃事業についてなんですけれども、こちら80万円という事業費の根拠、内訳というのを、予定があれば教えてもらえますか。

- ○志賀委員長 吉岡観光交流課長。
- ○吉岡産業環境部観光交流課長 事業費の内訳でございます。こちらにつきましては、主にボランティアの方や島の方々の協力、または私たちも一緒に清掃活動を行いまして、それにこちらから行く例えば交通費であったり、あとは回収したごみを本土に運ぶときの運搬費用であったりというところになります。あとは啓発活動といたしまして、手作り感が出るかもしれないんですがポスターとか、あるいは要所要所に看板のようなもの、サインを立てていきたいなということで組んでおります。

以上です。

- ○志賀委員長 阿部委員。
- ○阿部委員 ありがとうございます。

菅原委員からもありましたけれども、七ヶ浜の例がありましたが、やはり武雄市の「ツタヤ図書館」ですかね、あのときはやっぱり市民の皆さんの本棚に本を入れてもらって、我がま

ちの図書館だよというような活動をして、それから自分がつくった本棚だということですご く市民がやっぱり愛着が湧いたということもありますので、さっきボランティアの方を集め て浦戸諸島に行くというお話もありましたし、例えば遊歩道もできた、トレッキングもあ る、また障がい者の方も割引で行けると。これだけ浦戸諸島への交流人口ふやせるような内 容がすごくあるので、ぜひとも新聞・マスコミ等を活用して浦戸諸島へのぜひ交流人口の増 加に向けた啓発に努めていただきたいのと、あとポスターもせっかくこちらでこうしましょ うというポスターをつくるより、例えば小学生に絵のコンテストでもいいですし、そういう のを開いてそれを掲示するということで、自分たちがこの島に愛着が湧いているんだよとい うふうな活動をするほうが、低予算に抑えられてかつ愛着が湧くような活動をすることで県 の予算とかも関係なく継続事業になると思うんですけれども、いかがお考えか教えていただ けますか。

- ○志賀委員長 吉岡観光交流課長。
- ○吉岡産業環境部観光交流課長 ただいま委員からご提案があったとおり、今回につきましては 当初私どものほうでは例えばポスターについてはデザイン等をこちら自前で考えたり、あと は印刷費用としての予算を組んでいましたけれども、確かに今おっしゃられたとおり例えば 浦戸の小中学校に通っているお子さんに絵を描いてもらうとかという取り組みについても、 教育委員会などと連携して検討してみたいなと思います。ありがとうございます。
- ○志賀委員長 阿部委員。
- ○阿部委員 ありがとうございます。みんなの浦戸諸島ということで進めていただきたいのと、あと登米市ですと森林セラピーロードというのがあって、セラピー基地に国から認定いただいているんですね。ただ、それが登米市の人たちにも全然知られていなくて、これ森林のことなのでもちろんそこを歩くことで気分がリフレッシュするとか、健康にいいよというので認められている地区は森林があるんですけれども、もし島として何かそういうものがあるんであればちょっと調べていただいて、そういうところですることで精神障がいの方たちも半額で行けるよということであれば、そういうことで島に行ってみようという活動にもつながると思うので、ちょっと済みません、私の知識不足で申しわけないんですけれども、そういうところの認定をもらえるようなところがあればちょっと探していただいて、例えば浦戸諸島がリフレッシュ空間だというような形で何か認定できるものがあれば、ぜひとも進めていただきたいなと思います。これは意見で大丈夫ですので、進めていただきたいなと思いま

す。よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

- ○志賀委員長 ほかにご質疑。志子田委員。
- ○志子田委員 私からも何点か、確認のためお尋ねします。

資料No.8の8ページで、市営汽船事業条例の一部改正、精神障がい者の方をこの割引制度に 追加するということで、大変いい制度になるんじゃないかということで期待しております。

それで、下のほうに参考に精神障がい者の保健福祉手帳、塩竈市でお持ちの方は382人が該当するというんですけれども、外出できるような方だとは思うんですけれども、この382人というのはどういう方なのか、まずその辺をお聞きします。

- ○志賀委員長 村上浦戸振興課長。
- ○村上産業環境部浦戸振興課長 まことに申しわけございませんけれども、我々としてはその精神障害者保健福祉手帳保持者数というものを確認しただけでございますので、その中身、程度、どういったものがあるんだというのはちょっとつかんでおらないというのが正直なところでございます。

以上でございます。

- ○志賀委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 程度を聞くのは、産業建設常任委員会ではないんでしょうけれども、該当者にど ういう方が、そういう方が行かれるのかな、浦戸に。そうすると、行かれた場合にはいろい ろ対策も要るのかなと思って聞いたところです。

それで、この制度が追加で認められるとすると、大体1年間、おおよそ今割引利用者がこの表で平成29年度1,973人ってなっているんですけれども、何人ぐらいふえそうな状況、あるいは何人ぐらいふえることを目標にしているのか、その辺を数字的なことをお聞かせください。

- ○志賀委員長 村上浦戸振興課長。
- ○村上産業環境部浦戸振興課長 こちらの表にもございますとおり、障がい者割引を利用している皆さんは全乗船客数の約1%ほどということになっておりますので、割引制度の拡大によりまして市営汽船事業の収入が大きくふえるということはないというふうには思っております。今委員がお求めになっているようなどのぐらいの方々にご利用していただけるのかということでございますので、やっぱり1%程度はふえるというか、382名のうち例えば具体的に

は1%だと4人とか5人とかということになってしまいますけれども、そういうことではなくて我々としては10%、20%の方々にご利用いただけるような策をとっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

- ○志賀委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 ありがとうございました。皆さんこの制度についていろいろお聞きになったので、私はそのこと自体はいいなという思いでおります。ですから、特別問題点あるとは思わないので。

次の9ページの議案第47号で、環境美化の促進について。これは単なる字句の訂正だけだから、何も問題はないと思うんですけれども、国でこういう字句を統一したということ自体には、どういう意味があるのか。国がやったから、塩竈市も直さなきゃならないのは当然なんですけれども、その辺の事情というが、市でやっている字句の訂正とかもね、結局ホテルと旅館の中間みたいなものが出てきたから一緒にするということなんでしょうか、その辺のところだけお聞かせください。

- ○志賀委員長 木村環境課長。
- ○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、今回の国の旅館業法の改正の主な趣旨でございますけれども、まずこれまでホテル営業と旅館営業が別々の営業種別として規定されておりましたが、その辺を統合することによって規制緩和を図るということがひとつございました。そのほかにも、無許可営業者に対する都道府県知事等への報告徴収、それから立入検査等の創設といった部分の強化というものがございます。

具体的には、違法な民泊サービスの広がりが社会情勢的にふえてきたということで、そういった無許可営業者等に対する規制の強化というものを図っているということがひとつ上げられております。一応そのようなものを踏まえて、今回旅館業法の改正が行われたということでございます。

以上でございます。

- ○志賀委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 どうもありがとうございます。

あと、それで肝心なここの第3条の第5項のところを改正するということですけれども、こ こに環境美化に関するための今回の改正だと思うんですけれども、この環境美化に関しては 今回条例が改正されて、それでどういうふうにこの環境美化ということを進めていくかという中身のことまでは問われない今回の議案だとは思うんですけれども、ごみの散乱防止について観光客の啓発を行わなければならないと書いてあるところの規定でございますので、その辺のところのごみの散乱防止について、これを改正するに当たって該当する事業者に対して何か当局のほうから指導するようなことがあるんでしょうか。

- ○志賀委員長 木村環境課長。
- ○木村産業環境部次長兼環境課長 今回の条例改正、第3条の第5項の部分に関係する部分の改正なんですけれども、旅館業・ホテル業、それぞれ規定していたものを統合するということではありますが、中身的には変わっていないというのが本音でございますので、これまでと変わる部分はないだろうと考えております。

以上でございます。

- ○志賀委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 どうもありがとうございました、念のために聞いただけですから。

それから、議案第48号関係で資料No.8の10ページ、塩竈市営住宅条例の一部改正、これも今まで北浜住宅駐車場だけ入っていたけれども、住宅のほうも単に入れるということだけで、これは字句の追加だけだというふうに理解しているんで、当然入れるだけの作業かなとは思うんですけれども、特別入れることによって塩竈市営住宅条例で何か異動しなきゃないとか、北浜の住宅がどうのこうのということは何もないとは思うんですが、一応念のためにお聞きします、その辺のところ。

- ○志賀委員長 星定住促進課長。
- ○星建設部定住促進課長 お答えいたします。

ただいま委員おっしゃったとおり、今回新たにできます集会所を追加させていただくという ことでございますので、条例上に追加させていただくことによりまして住宅に入居されてい る方々の利便性が向上するものと、そのように考えてございます。

以上でございます。

- ○志賀委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 どうもありがとうございました。議案第46号と第47号と第48号、何ら問題ないということを確認しましたので、私は以上で終わります。
- ○志賀委員長 ほかにご発言ございませんか。伊藤委員。

○伊藤委員 ご苦労さまでございます。

それで、各号議案の詳細につきましては、それぞれ各委員の方々からご質疑等ありましたので、理解をしたところでございます。

それでひとつお伺いしたいのは、浦戸諸島海岸清掃事業に関して、さっき根拠法をおっしゃいましたよね。もう一度ちょっとご説明いただけますか。

- ○志賀委員長 吉岡観光交流課長。
- ○吉岡産業環境部観光交流課長 国で定めている法律といたしまして、海岸漂着物処理推進法です。

以上です。

- ○志賀委員長 伊藤委員。
- ○伊藤委員 これなぜ聞いたかというと、たしか前に飛島とか酒田とか日本海側で、韓国とか北朝鮮とか中国から大量のごみが漂着するということで、地方議員それから国会議員も含めて、私たちも入って、議員連盟をつくって国に要望を働きかけて、それから議員立法でできたはずの法律なんだよね、これ。そういった意味でいくと、そういう思いがあってつくったものだから、それに基づいて担当課としては有効な財源を確保するためにこういったものを申請なさっているという思いなのかもしれないんですけれども。

できればこの法律をつくるに当たって、主にはそういう海洋に浮いてくるごみと、また今マイクロプラスチックが問題になったりいろいろしているんで、塩竈市は海とともに生きているまち、発展してきたまちでしょうから、そういった意味合いでぜひひとつお願いしたいのは、環境美化の中で浦戸と市営汽船なんかと連携をとるしかないんだけれども、要は海にごみを捨てないことも必要だよね。そういったことも、やっぱり法律の大前提はそこにあるんだと思うのよ。そういった趣旨をちゃんと説明しながら、役所内で横の連携をしっかりとって、この法律に基づいて補助金を使う団体は少なくともそういったことを、地元が率先してやるような取り組みにしていきながら、交流人口の拡大とかいろいろな面に波及させていくという趣旨だけはきちっと説明していただかないと、ただ補助金があったからこれをうまく使っていくという話ではないんだと思うんで、その辺の考えだけ一回説明いただいて。

- ○志賀委員長 吉岡観光交流課長。
- ○吉岡産業環境部観光交流課長 今委員がおっしゃったようにこの法律の趣旨、またはこの法律 に基づいて宮城県でもこういった対策の計画というものがつくられております。私どもも、

その趣旨というものは当然確認させていただいていますし、あと今回のこの事業の中でもご みを単に回収するだけではなく、ごみを少なくしよう、あとは島に遊びに行った人たちには ごみを出さない工夫、持ち帰るとかそういったことの啓発も行いたいと思いまして、先ほど 申し上げましたポスターとか看板、そういったものもつくろうかなと、啓発活動についても やろうかなと思っております。

以上でございます。

○志賀委員長 ちょっと私質疑させていただきますので、暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時13分 再開

- ○阿部副委員長 休憩前に引き続き会議を続行いたします。 志賀委員。
- ○志賀委員 今までいろいろ各委員の方々から細かいお話をお聞きして、おおよそ大体把握できました。私からは、2点だけ確認という意味で質疑させていただきたいと思います。

まず議案第50号で、資料No.8の29ページですか、さっきお話になっている浦戸の清掃ですね。これは議員への説明でお伺いしたときに、委託するよということを聞いたんですね。それで、今お話をお聞きしていると何か民間のボランティアとか、そういった方を中心にした団体で交通費とか何とかというふうなところでの予算だということで間違いないのか。どこかの清掃業者に金額でこういったものを委託契約を結ぶとか、そういうものではないんですね。そこだけ確認させてください。

- ○志賀委員長 吉岡観光交流課長。
- ○吉岡産業環境部観光交流課長 今回私どもで考えておりますのは、浦戸地区の各区の皆さんと協力してやらないとできない事業だと思っていますので、そちらの区に仕事をお願いしながら、その中で現在も区でこういったボランティア清掃の際の保険とか負担されているところもありますので、区にお願いをしながらその中でボランティアの保険とか交通費とか、そういったものを賄っていくかなと思っております。
- ○阿部副委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 そうすると、まだ主体的に活動する団体というのはできていないんですか。例えば 吉岡課長が先頭に立って旗振って、その辺のボランティア活動を引っ張っていくというよう

なところなんですか。

- ○志賀委員長 吉岡観光交流課長。
- ○吉岡産業環境部観光交流課長 浦戸の各区の皆さんと一緒にやっていきたいと思います。それで、当然区の方ができる範囲、できない範囲っていうのがありますので、そのできないところについては当然我々がボランティアの募集を呼びかけたりとかというところで、一緒にやっていきたいなと思っております。
- ○阿部副委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 わかりました。ちょっと大変な事業なんで、少ない予算の中でしっかり頑張っていただきたいと思います。

それとあともう一つ、同じく資料No.8の9ページですね。旅館業法云々かんぬんということであって、ごみの処理というか取り扱いについての散乱防止というようなところが法律上書かれているわけですが、昨今のインバウンドというか外国人の方々がどんどんふえているというところで、結局旅館業ということはそういった方々、インバウンド対象の宿泊とかやっている方々に対してのごみの取り扱いの啓発活動というんですかね。そういうことを考えたときに、結局各事業者がそういったことを求めても、なかなかこれまた難しいことなのかなと。例えば、せっかくきょう多賀城市議会さんも来ていらっしゃるので、例えば多賀城市と塩竈市で共同して旅館業の方々に「日本のごみの取り扱いはこうですよ」というようなことを、例えば多言語で周知を呼びかけるとかというようなことまで考えていかないと、本当の意味の啓発活動に結びつかないのではないのかなというふうに感じたわけですが、いかがでしょうか。

- ○志賀委員長 木村環境課長。
- ○木村産業環境部次長兼環境課長 確かに昨今の例でいきますと、インバウンドということで外国人観光客、そういった方々も市内に入ってきているという部分はあるかと思います。ただ、やはりそういった方々に対しましても何らかの形でごみについては持ち帰るとか分別して出していただくとか、そういった部分については何らかの形で伝えていく必要があるのかなと思います。例えばごみ箱設置にしても、その部分に日本語だけではなく何カ国語までいくかどうかわかりませんけれども、例えば英語で表示するとかそういった部分も必要になってくるのではないかなと思います。

そういったところ、どういったことができるか今後さらに検討していきたいと思います。

- ○阿部副委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 市民の方も、ごみの分別とか何とかということで事細かく資料を配られているわけですが、やっぱり旅館業の方々にもそういった大まかでもいいですから、「ここの地域ではごみを散乱させませんよ」ということを知らしめる、例えばシンガポールなんかそういう例だと思うんですよ。つばを吐いても何しても罰金取られるというような、シンガポールの法律があるわけですから、そこまでいかなくても啓発活動とかそういうことで、法律改正もされていることですし、何らかのそういったパンフレットなり何なり、外国人の方々に渡せるような仕組みを、個々の事業者ではちょっとなかなか難しいかと思いますので、自治体として協力し合って取り組んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○阿部副委員長 暫時休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時20分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。(「なし」の声あり)

暫時休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時20分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。(「なし」の声あり)

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第46号ないし第48号、第50号については原案のとおり可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○志賀委員長 挙手全員であります。よって、議案第46号ないし第48号、第50号については、原 案のとおり可決されました。 (「委員長」の声あり) 阿部委員。

○阿部委員 今全員で可決したところでございますが、議題追加の動議を提出いたします。

調査事件「水産業及び魚市場事業に関することについて」のうち、「塩竈水産品ICT化事業について」を議題といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○志賀委員長 ただいま阿部眞喜委員から、調査事件「水産業及び魚市場事業に関することについて」のうち「塩竈水産品ICT化事業について」を追加議題とする動議が提出されました。 調査事件「水産業及び魚市場事業に関することについて」のうち「塩竈水産品ICT化事業について」を直ちに議題とすることについて採決いたします。

この採決は、挙手によって行います。

調査事件「水産業及び魚市場事業に関することについて」のうち「塩竈水産品ICT化事業について」を直ちに議題とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○志賀委員長 挙手全員であります。よって、調査事件「水産業及び魚市場事業に関することについて」のうち「塩竈水産品ICT化事業について」は直ちに議題とすることに決しました。 暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時23分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

調査事件「水産業及び魚市場事業に関することについて」のうち「塩竈水産品ICT化事業について」を議題といたします。

私が資料を用意しましたので、配付してもよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり) 事務局に資料を配付させます。

では、資料について事務局長から説明をお願いします。

○鈴木事務局長 手元に一般会議の申出書がございます。これにつきましては、6月8日付で志賀委員長から香取議長に申し出がございました内容でございます。議会から、塩釜水産品協議会に一般会議の申し出をするという内容でございます。日程につきましては、7月26、27、24日ということで、3候補をお願いしているという状況でございます。

経過でございますけれども、去る4月18日の日に産業建設委員会で一般会議につきましてご議論いただきました。その際、業界団体さんと意見交換会をしたいというふうにまとまりまして、その手続につきましては一般会議について実施していこうということでございます。今まで一般会議につきましては、全議員をもっての一般会議を複数回、何回か実施しておりますけれども、常任委員会としての一般会議は初めてのケースでございますので、こういった手続で今相手団体と調整いたしまして、日程の調整を正副委員長一任ということでいただきましたので、この日程によりまして議長宛てにお諮りをしたと。

6月11日開催の議会運営委員会で、この産業建設常任委員会によっての一般会議の了承いただきましたので、本日の委員会の中でこの日程と会議の議題の詳細についてご議論いただきまして、決定いただくと。これを受けまして、議長名で相手団体のほうに申し入れの正式な文書をお渡ししたいというふうに考えてございますので、本日の中で大まかなものを決めていただければよいかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○志賀委員長 ご苦労さまです。

各委員のご発言をお願いいたします。伊藤委員。

○伊藤委員 要は一般会議の要綱がありますので、それは皆さんお手元にあるかと思います。今、流れ的にはとりあえず議会運営委員会で、全員での一般会議ではなくて、所管の常任委員会でやることが議長からの諮問によってさきの議会運営委員会で確認がされましたということで、前段の当産業建設常任委員会で「じゃあ、やる方向について事務局として相手さんと日程調整しましょう」ということになっていて、それに基づいて要はこれは議員から議長宛てに申し出もできますから、または団体からもできるという両方のつくり立てになっていますので、今回は志賀委員長が間を取り持ってくれたと。ですから議員から申し出をして、相手方とICTに関しての事業を含めてお話し合いをするという形になっています。

それで、きょうは多分今局長言ったとおり、まず希望日時、第3案まであるようでございますので、この中で委員会としてまず日程を決めるということになるのかと一応思うんです。 その上で、これは議会が、志賀委員長が間を取り持ってくれたものの、委員会としてやろうということにしたものですから、じゃあ委員会として少なくとも忙しい組合の社長さん方だったり、組合長さんだったりにお集まりいただくわけですから、しっかりとその辺やっぱりどういう内容で相手方と、平たい場所で市民の声を聞くために一般会議という形を開催して いくのかということを、しっかり議論していかなきゃいけないんだと思っているところでございます。

ですから、きょうで全部できないと思うんで、もう一回ぐらい集まらなきゃいけないのかと 思ってはいるんですけれども、まずきょうは日程の確認等々しながらそういったつくり立て から始まった流れの確認、これが今度全部になってきますので、やっぱりここはしっかりや っていただければなと思ったものですから、よろしくお願いしたいと思います。

- ○志賀委員長 ほかにありますか。伊勢委員。
- ○伊勢委員 前段、常任委員会の中でもこういったことについても協議をして、確認をしています。

改めて、所管の常任委員会以外の傍聴も恐らく希望が出てくるのかなと思いますので、それはきょうの正式な常任委員会で確認できれば、こういう会議にしますということで参加していただければと。やっぱり委員会が隔たると、ほかの委員さんもなかなか参加しにくい感じになるので、そこはやっぱり一般会議、委員会としての主催であるものの、各所管以外の委員の方々への傍聴もきょう確認していただければ、なお幸いでないかなと思います。

- ○志賀委員長 伊藤委員。
- ○伊藤委員 これは、要綱をつくるときに第3条で「一般会議は公開とする」ということになっていますので、その辺で傍聴は十分可能だということで今まで認識があるんだと思うんですけれども、事務局でもそういう認識でいいのか確認をしたいと思います。
- ○志賀委員長 鈴木事務局長。
- ○鈴木事務局長 私はオーケーだと思いますけれども、団地組合さんの会議室も確認してきましたけれども、結構広いところがございますので、傍聴何人かいらっしゃってもいいのなと。

まず日程のほうのお話なんすけれども、3案のほうを今お示ししてございます。第1希望が26日なんですけれども、商工港湾課長が東京に要望活動でちょっと不在ということですのできれば、この26日を外し24日、27日で調整いただければというふうに思います。そして、団地組合さんでできれば2つぐらい候補を出していただいて、それを向こうの役員会にお諮りをしてどちらかに決定したいという思いがあるようでございますので、うちのほうとしては2つぐらい候補をきょう選んでいただいて、それを向こうに文書でお願いをするという形をちょっとご検討いただきたいと思います。

まず、日程のほうをお願いしたいと思います。

○志賀委員長 ただいま事務局長のほうから1つの結論が出ましたようですけれども、担当課長が都合悪くて出られないということであれば、結局先方の第1希望というのはちょっと開催が無理なのかなと。そうすると、2つの希望というのは第2希望と第3希望で団地組合さんのほうに申し入れするということしかないのかなと思いますが、このあれでいかがでしょうか、皆さん。そういうことでよろしいですか。(「異議なし」の声あり)

じゃあ異議なしと認めて、一応開催希望についてはここに記載してあります第2希望の7月27日金曜日午後2時から4時まで、それともう一つの希望としては平成30年7月24日火曜日同じ時間で午後2時から4時までというところで、先方にお伝えするということにさせていただきたいと思います。

それとあと、先ほど伊藤委員のほうからもお話しありました質問事項というところでありますが、この質問事項については本来一般会議というのはお互いにその場でいろいろな意見交換をする場所というところもありますので、基本的な質問というのはあるにしても、自由闊達な意見交換ができるような形で進めていければなと思いまして、この会議を申し入れしたことのもともとは、やはり現状のホームページを見ていますと本当に使い勝手どうなのかなという意見もありまして、それで予算も今年度も新たにつくようですし、そういった中で団地組合さんとしては最終的にどのようなホームページを目指していくのか、その辺のご要望を聞き取るというのが今回の主なる目的ではないのかなとは思っておりますが、その中では委員各位のまたご意見等もその場で組合さんとのほうで交換していただいて、進めていくのがいいのかなと思っているわけですけれども。この質問だけは外せないというものは、その場で皆さんで質問していただいていいですね。自由に結構だと思いますので、この場で質問、いいですか。鈴木事務局長。

○鈴木事務局長 団地組合さんと、いろいろ打ち合わせをさせていただいておりました。その中で、組合さんで今年度のICT化事業の概要をとりまとめたものをまず基礎資料として、産業建設常任委員会の皆さんにご報告をしたいというお話がありますので、まずそれをまとめていただいてご報告をいただいて、その同じ土俵の中でご議論をいただくというのがまずはいいんではないかということで今お話が出ていますので、何もないところでお話をしてもなかなかあれですので、そういったことで進めさせていただきたいと思います。

あと開催場所につきましては、この一番下にあります団地組合さんの会議室というか、それ でよろしいですよね。新しいですので、非常に立派な会議室で、私もこの間初めて新しくな

- ってから行ってびっくりしたんですけれども、非常にいい会議室ですので、ぜひそこでとい うふうな思いがありますので、よろしくお願いしたいと思います。
- ○志賀委員長 ただいま局長のほうからご説明ありましたけれども、団地組合さんの提出した資料をもとにいろいろ意見交換会をしていくと。それで、あと場所については団地組合の会議室で行うというこの2点について、ご異議ございませんか。伊勢委員。
- ○伊勢委員 できるとすれば、組合さんで資料をつくっていただいているので、通常の会議開く ときの2日ぐらいですかね、事前に目を通してもらう手はずになるのかどうか。
- ○志賀委員長 鈴木事務局長。
- ○鈴木事務局長 一応ちょっと確認してみて、向こうで善意でつくってくれているので、それは可能かどうかも含めて、可能であればお願いしますし、当日となったらそれはそれで。
- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 よろしくお願いします。
- ○志賀委員長 阿部委員。
- ○阿部委員 当日、「じゃあこうしたらいいんじゃないか」「ああしたらいいんじゃない」というとゴールが見えてこないと思いますので、今までの経緯とどういう目的で事業をやってきたのかということと、将来的にここまでやっていきたいんだというようなことを、具体的じゃなくてもいいのでゴール、それからこの予算、補助金というか国からいただいている間のゴール。その後、どういう形でこの事業を継続していくかというような簡単に見えるものがあったほうが質問もしやすいでしょうし、こっちが勝手な考えで「こうじゃないか」「ああじゃないか」と言い出すと方向性がずれてくると思うので、2時間で終わらないんじゃないかなと思うので、そこまで簡単に出してもらえるんであれはぜひともちょっと打ち合わせしていただいて、将来展望のところまで簡単に触りお話しいただきたいなと思いますけれども、可能かどうかお願いします。
- ○志賀委員長 伊藤委員。
- ○伊藤委員 とりあえずこれは、当産業建設常任委員会として閉会中の調査ということで動いているわけですから、そうすると委員長がやはりこの中である程度なぜそういう調査に至ったのか、その中でこういう課題があって、それをやっぱりお伺いしなきゃいけないということがあるんだと思うのね。ですから、それをやはり代表質問という形で取っかかりでまず聞いてもらう。私たちの立場も含めて説明してね、これが重要なことになりますので、そうしな

いとただお茶飲み話に来たのかという話とは違う話ですから、これは正式に会議としてやる わけですから、ですからそのためにどういう代表質問するのか。

それを、きょうじゅうにといったって無理な話でしょうから、各委員が疑問に思っていることを1回抽出して、そこからじゃあ代表的な質問を説明終わった後、向こうに行って説明いただいてその後に委員長が代表して質問をすると。そこからあとは意見交換の形の流れというのが、多分あっちは団体から要望があってやっているときもそういう感じで、組合さんもそういう形でまず説明があって、代表質問があって、そこから皆さん方の意見交換という形に入っていったんで、そこの流れだけは変えてはいけないのかなと思うので、やっぱりこっち側の立場もちゃんと伝えないと、向こうの理事会等々で話し合いをしてもらうにしても、説明する人によってどんな流れでちゃんとこういう設定になったのかということがわからない場合もあるので、その辺を丁寧にやったほうが相手方に対しても失礼にならないし、議会が市民の皆さんから評価される、よくやったねと言われるようにこうやって一生懸命こんな資料もつくって頑張ってやっているんだけれども、「何だや、こんなことして」と言われたんでは台無しになっちゃうので、そういったことは丁寧にやっていただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

- ○志賀委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 この参加関係の団体等って、ずっと組合の方があるんですけれども、ほとんどもう お声かけているとは思うんですけれども、日程調整も多分あると思うんですけれども、全員 の組合員さんがほとんど出られる予定なんでしょうかね、これ。
- ○志賀委員長 鈴木事務局。
- ○鈴木事務局長 内々には声かけてはもらっているんですけれども、議会からの正式な要請文書をいただいて、7月の頭に役員会があるということなので、そこで正式にお諮りをするという段取りでございます。ですので、まず議会からの文書をもって、向こうも正式に動きだすという形でございます。
- ○志賀委員長 それでは、先ほど伊藤委員から意見が出た「どういう質問するんだ」というとこ ろの質問を、どういう質問をしたらとりあえずいいのか。伊藤委員。
- ○伊藤委員 要は、ICT化事業について閉会中の調査をしようとした動機があるわけですよね、 みんなで決めたことがある、みんなで合意したことなので。そこがまず一つ。そういうこと で始まりましたということをまず説明しないと、多分一般の人ってなかなか「閉会中の調査

って何や」とか、「議会の委員会って何や」っていうのがちょっとあると思うので、そういったところをやんわり説明しながら、「こういう形で今私ども動いていてね」いうことでの やっぱり委員長の説明っていうのが必要になるんでないかなと思うんだよね。

それとあわせて、その中でICT化事業について、今までの議論を聞いているとこの事業で本当に、さっき阿部副委員長が言ったとおり成果があるのかとか、それぞれ心配なさっている部分があるので、そういったところをもう一回ちょっと見ながら、「こういうようなこと聞いてほしい」とか「こういう疑問を持っている」ということがあったら1回ちょっと出してもらって、それを委員長のところで整理してもう一回集まって、「こういう形でどうだろう」みたいな感じのほうがやりいいんじゃないかなと思っているんだけれどもね。

○志賀委員長 じゃあ、伊藤委員が今おっしゃられたように、多分各委員さんがこういうところ 心配だよいうところをまず出していただいて、それを取りまとめてまず私のほうから団地組 合さんにお話しするという形でよろしいですか。(「はい」の声あり)じゃあ、そういうふうにさせてもらいます。

あと提出時期なんですけれども、できれば今月中に事務局にご提出いただいて、あと質問の項目、あれについては正副委員長に一任という形でよろしいですか。 (「はい」の声あり) じゃあ、そういうふうにさせていただきますので、ぜひいろいろご意見を出していただければ助かりますので、よろしくお願いします。

ほかにご発言はありませんか。(「なし」の声あり)

お諮りいたします。以上をもって調査事件「水産業及び魚市場事業に関することについて」 のうち「塩竈水産品ICT化事業」について、本日の調査は、ここまでとすることにご異議 ございませんか。(「なし」の声あり)

異議なしと認め、さよう決しました。

以上で本日の会議を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時43分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

産業建設常任委員会 委員長 志 賀 勝 利